国家公務員退職手当法の運用方針

昭和60年４月30日
総 人 第 ２６１ 号
最終改正　令和７年３月31日閣人人第153号

第二条関係

一　国家公務員退職手当法施行令（昭和二十八年政令第二百十五号。以下「施行令」という。）第一条第一項第二号に掲げる者が、国家公務員退職手当法の適用を受ける非常勤職員について（昭和六十年四月三十日付け総人第二百六十号。以下「総人第二百六十号」という。）第一項に規定する「同項に規定する職員について定められている勤務時間以上勤務した日」が一月において十八日（一月間の日数（行政機関の休日に関する法律（昭和六十三年法律第九十一号）第一条第一項各号に掲げる日の日数は、算入しない。）が二十日に満たない日数の場合にあっては、十八日から二十日と当該日数との差に相当する日数を減じた日数）に満たないことが客観的に明らかとなった場合には、その日をもって退職したものとして取り扱うものとする。

二　国家公務員等退職手当暫定措置法施行令の一部を改正する政令（昭和三十四年政令第二百八号）附則第五項に規定する「勤務した日が引き続いて六月を超えるに至つた場合」とは、総人第二百六十号第一項の「勤務日数」が同項の「職員みなし日数」以上ある月が引き続いて六月を超えるに至った場合をいう。

第二条の三関係

一　本条第一項に規定する「他の法令に別段の定めがある場合」とは、例えば次に掲げる場合をいう。

イ　地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）第四十一条及び第五十条の六並びに第三百二十八条の五及び第三百二十八条の六に基づく徴収を行う場合

ロ　国家公務員共済組合法（昭和三十三年法律第百二十八号）第百一条に基づく控除を行う場合

ハ　所得税法（昭和四十年法律第三十三号）第百九十九条及び第二百一条に基づく徴収を行う場合

二　退職手当の支払方法として、その支給を受けるべき者の預金若しくは貯金への振込み又は隔地送金の方法によることは、本条第一項本文に規定する支払方法に含まれる。

三　施行令第一条の二に規定する「小切手の振出し」は、支出官が小切手を振り出す場合のほか、資金前渡官吏が小切手を振り出す場合も含まれる。

四　本条第二項に規定する「特別の事情がある場合」とは、例えば次に掲げる場合をいう。

イ　死亡等による予期し得ない退職のため、事前に退職手当の支給手続を行うことができなかった場合や退職手当管理機関が退職手当審査会に諮問した場合等であって、退職手当の支給手続に相当な時間を要するとき。

ロ　基礎在職期間に第五条の二第二項第二号から第七号までに掲げる在職期間が含まれる

と考えられる場合等であって、その確認に相当な時間を要するとき。

第三条関係

一　「俸給」とは、一般職の職員の給与に関する法律（昭和二十五年法律第九十五号。以下「一般職給与法」という。）第五条第一項に規定する俸給又は勤務に対する報酬として支給される給与であってこれに相当するものをいう。

二　前号の場合において、賃金又は手当の支給を受けている者に対する退職手当の算定の基礎となる俸給月額は、次に掲げる額とする。

イ　賃金又は手当の額のうち俸給に相当する部分の額が賃金又は手当の額の算定上明らかである者については、次に掲げる額

⑴　賃金又は手当の額が月額で定められている者については、当該俸給に相当する部分の月額

⑵　賃金又は手当の額が日額で定められている者については、当該俸給に相当する部分の日額の二十一倍に相当する額

ロ　イに該当する者以外の者については、次に掲げる額

⑴　賃金又は手当の額が月額で定められている者については、当該月額の八割五分に相当する額

⑵　賃金又は手当の額が日額で定められている者については、当該日額の八割五分に相当する額の二十一倍に相当する額

三　本条第二項の規定は、次に掲げる者に対しては適用しない。

イ　国家公務員法（昭和二十二年法律第百二十号）第八十一条の六第一項の規定により退職した者（同法第八十一条の七第一項の期限又は同条第二項の規定により延長された期限の到来により退職した者を含む。）又はこれに準ずる他の法令の規定により退職した者

ロ　定年に達した日以後その者の非違によることなく退職した者（イに該当する者を除き、次のいずれかに該当する者を含む。）

(1)　国家公務員法等の一部を改正する法律（令和三年法律第六十一号。以下「令和三年国家公務員法等改正法」という。）附則第三条第五項に規定する旧国家公務員法勤務延長期限若しくは同条第六項の規定により延長された期限の到来により退職した者又はこれに準ずる他の法令の規定により退職した者

(2)　令和三年国家公務員法等改正法附則第三条第五項に規定する旧国家公務員法勤務延長期限若しくは同条第六項の規定により延長された期限の到来前に退職した者又はこれに準ずる他の法令の規定により退職した者

ハ　裁判官で日本国憲法第八十条に定める任期を終えて退職し、又は任期の終了に伴う裁判官の配置等の事務の都合により任期の終了前一年内に退職したもの

ニ　法律の規定に基づく任期を終えて退職した者（イに該当する者を除く。）

ホ　定年の定めのない職を職員の配置等の事務の都合により退職した者

ヘ　施行令第三条第四号に掲げる職を職員の配置等の事務の都合により定年に達する日前に退職した者

ト　十一年未満の期間勤続した者であって、六十歳（附則第十二項各号に掲げる者にあっては、当該各号に定める年齢）に達した日以後その者の非違によることなく退職した者（附則

第十四項各号に掲げる者及びイからへまでに該当する者を除き、ロ(1)又は(2)に該当する者を含む。)

四　例えば次に掲げる場合に、職員をその者の事情によらないで引き続いて勤続することを困難とする理由により退職した者として取り扱おうとするときは、その者の事情によることなく辞職を申し出たものかどうかについて、特に慎重に判断するものとする。

イ　直前において国家公務員法第八十二条に規定する懲戒処分又はこれに準ずる処分を受けた職員に対し、その辞職を承認する場合

ロ　その者からの辞職の申出前又は辞職の申出後辞職の承認前に、その者に懲戒処分に付すことにつき相当の事由があると思料するに至った場合には、辞職の承認を保留し、必要な実情調査を行うべきこととなるが、その結果、国家公務員法第八十二条に規定する懲戒処分又はこれに準ずる処分に付した上で、その辞職を承認するとき。

第四条関係

一　本条第一項第一号に規定する「これに準ずる他の法令の規定」とは、例えば次に掲げる法律の規定をいう。

イ　私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和二十二年法律第五十四号）第三十条

ロ　裁判所法（昭和二十二年法律第五十九号）第五十条

ハ　検察庁法（昭和二十二年法律第六十一号）第二十二条

ニ　会計検査院法（昭和二十二年法律第七十三号）第五条

ホ　国会職員法（昭和二十二年法律第八十五号）第十五条の六及び第十五条の七

ヘ　裁判所職員臨時措置法（昭和二十六年法律第二百九十九号）本則

ト　自衛隊法（昭和二十九年法律第百六十五号）第四十四条の六、第四十四条の七及び第四十五条

二　例えば第三条関係第四号イ又はロに掲げる場合に、職員をその者の事情によらないで引き続いて勤続することを困難とする理由により退職した者として取り扱おうとするときは、その者の事情によることなく辞職を申し出たものかどうかについて、特に慎重に判断するものとする。

三　本条第二項の規定の適用については、次に定めるところによる。

イ　「定年に達した日」の計算方法は、年齢計算ニ関スル法律（明治三十五年法律第五十号）の定めるところによる。

ロ　「定年に達した日以後その者の非違によることなく退職した者（前項の規定に該当する者を除く。）」とは、次に掲げる者のうち、その者の都合により退職した者をいう。

(1)　定年に達した日以後定年退職日の前日までの間において、その者の非違によることなく退職した者

(2)　国家公務員法第八十一条の七第一項の期限又は同条第二項の規定により延長された期限の到来前にその者の非違によることなく退職した者

(3)　令和三年国家公務員法等改正法附則第三条第五項に規定する旧国家公務員法勤務延長期限若しくは同条第六項の規定により延長された期限の到来前にその者の非違によることなく退職した者

(4)　(2)又は(3)に掲げる規定に準ずる他の法令の規定により勤務した後その者の非違によることなく退職した者

ハ　本条第二項の規定は、令和三年国家公務員法等改正法附則第三条第五項に規定する旧国家公務員法勤務延長期限若しくは同条第六項の規定により延長された期限の到来により退職した者又はこれに準ずる他の法令の規定により退職した者に対しても適用されるものとする。

ニ　例えば第三条関係第四号イ又はロに掲げる場合には、その者の非違によることなく辞職を申し出たものかどうかについて、特に慎重に判断するものとする。

四　附則第六項及び国家公務員等退職手当法の一部を改正する法律（昭和四十八年法律第三十号）附則第五項の規定は、本条第二項の規定により退職した者に対し適用されるものとする。

第五条関係

一　本条第一項第一号に規定する「これに準ずる他の法令の規定」とは、第四条関係第一号に定めるところによる。

二　例えば第三条関係第四号イ又はロに掲げる場合に、職員をその者の事情によらないで引き続いて勤続することを困難とする理由により退職した者として取り扱おうとするときは、その者の事情によることなく辞職を申し出たものかどうかについて、特に慎重に判断するものとする。

三　本条第二項の規定の適用については、第四条関係第三号に定めるところによる。

四　附則第六項及び第八項並びに国家公務員等退職手当法の一部を改正する法律（昭和四十八年法律第三十号）附則第五項及び第七項の規定は、本条第二項の規定により退職した者に対し適用されるものとする。

第五条の二関係

一　「俸給月額の減額改定」には、職員が引き続いて地方公務員、公庫等職員又は独立行政法人等役員その他職員以外のもの（以下「地方公務員等」という。）となり再び職員となった場合において、当該地方公務員等としての在職期間中に俸給月額の減額改定が行われたことにより再び職員となったときの俸給月額が先の職員として受けていた俸給月額より少なくなった場合を含むものとする。

二　「給与の支給の基準」とは、独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三号）第五十七条第二項に規定する給与の支給の基準をいう。

三　「俸給月額が減額されたことがある場合」とは、職員として受ける俸給月額が減額されたことがある場合をいい、例えば、次に掲げる場合はこれに該当しない。

イ　地方公務員等としての在職期間においてその者の本俸（俸給月額に相当するものをいう。以下同じ。）が減額された場合

ロ　地方公務員等から職員となった場合において地方公務員等を退職した際に受けていた本俸より当該退職に引き続いて職員となった際に受けていた俸給月額が少ない場合

四　「俸給月額の減額改定以外の理由」には、職員がその者の俸給表の適用を異にして異動した場合において当該異動後に受けていたその者の俸給月額が異動前に受けていたその者の俸給月額より少ない場合を含む。

第五条の三関係

一　「定年に達する日」の計算方法は、第四条関係第三号イに定めるところによる。

二　「定年に達する日から政令で定める一定の期間」の計算方法は、民法（明治二十九年法律第八十九号）第百四十三条の規定を準用するものとする。

三　「退職の日におけるその者の年齢」の単位は、年齢のとなえ方に関する法律（昭和二十四年法律第九十六号）第一項の定めるところによる。

四　「退職の日において定められているその者に係る定年」は、退職の日に昇任した自衛官については、当該昇任前の階級について定められている定年とする。

第六条の四関係

一　本条第一項に規定する「通勤による傷病による休職」には、平成三年四月一日以後に退職した者の同日前の「通勤による傷病による休職」を含む。

二　本条第一項に規定する「その他これらに準ずる事由により現実に職務をとることを要しない期間」には、次に掲げる期間は含まれない。

イ　一般職給与法第十五条の規定により給与の減額をされた期間

ロ　一般職の職員の勤務時間、休暇等に関する法律第十六条に規定する休暇の期間

ハ　イ又はロに規定する期間に相当する期間

三　施行令第六条第三項第二号に規定する育児休業には、国家公務員退職手当法の一部を改正する法律（平成十七年法律第百十五号）施行日前（国営企業等職員にあっては適用日前）における国会職員の育児休業等に関する法律（平成三年法律第百八号）第三条第一項の規定による育児休業（国会職員の育児休業等に関する法律の一部を改正する法律（平成二十二年法律第六十二号）による改正前の国会職員の育児休業等に関する法律附則第二条の規定により同法第三条の規定による育児休業の承認とみなされる育児休業の許可に係る育児休業を含む。）、国家公務員の育児休業等に関する法律（平成三年法律第百九号）第三条第一項（同法第二十七条第一項及び裁判所職員臨時措置法において準用する場合を含む。）の規定による育児休業（一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律（平成二十二年法律第五十三号）附則第七条の規定による改正前の国家公務員の育児休業等に関する法律附則第二条の規定により同法第三条の規定による育児休業の承認とみなされる育児休業の許可に係る育児休業を含む。）及び裁判官の育児休業に関する法律（平成三年法律第百十一号）第二条第一項の規定による育児休業を含む。

第七条関係

本条第五項に規定する「その他の事由」とは、自己の意思に基づく転職、異動等すべての場合を含む。

第七条の二関係

一　本条第一項に規定する「要請」とは、任命権者又はその委任を受けた者が、職員に対し、公庫等職員として在職した後再び職員に復帰させることを前提として、公庫等に退職出向することを慫慂する行為をいう。

二　本条第二項に規定する「要請」とは、公庫等が、公庫等職員に対し、職員として在職した後再び公庫等職員に復帰させることを前提として、国に退職出向することを慫慂する行為をいう。

第八条関係

一　本条第一項に規定する「要請」とは、任命権者又はその委任を受けた者が、職員に対し、独立行政法人等役員として在職した後再び職員に復帰させることを前提として、独立行政法人等に退職出向することを慫慂する行為をいう。

二　本条第二項に規定する「要請」とは、独立行政法人等が、独立行政法人等役員に対し、職員として在職した後再び独立行政法人等役員に復帰させることを前提として、国に退職出向することを慫慂する行為をいう。

第八条の二関係

一　本条第一項に規定する「定年前」とは、定年に達する日前をいい、「定年に達する日」の計算方法は、年齢計算ニ関スル法律の定めるところによる。

二　本条第一項第一号に定める「年齢以上の年齢」の単位は、年齢のとなえ方に関する法律第一項の定めるところによる。

三　本条第三項第三号に規定する「定年に達する者」とは、定年に達する日を迎える者をいい、「定年に達する日」の計算方法は、第一号に定めるところによる。

四　本条第三項第四号、第五項第二号及び第八項第四号に規定する「これに準ずる処分」とは、例えば次に掲げる規定による処分（故意又は重大な過失によらないで管理又は監督に係る職務を怠った場合における処分を除く。）をいう。

イ　国会職員法第二十八条及び第二十九条

ロ　裁判官分限法（昭和二十二年法律第百二十七号）第二条

ハ　自衛隊法第四十六条

五　本条第五項に規定する認定をし、又はしない旨の決定を行うに当たっては、応募者の意思の尊重と応募者間の不公平感の払拭に留意しつつ、厳正かつ公正に対処するものとする。

六　本条第五項第三号に規定する「その他応募者に対し認定を行うことが公務に対する国民の信頼を確保する上で支障を生ずると認める場合」とは、例えば次に掲げる場合をいう。

イ　応募者に非違行為があると思料される場合で、例えば次に掲げる場合

⑴　応募者が逮捕され、その逮捕の理由となった犯罪又はその者が犯したと思料される犯罪に係る法定刑の上限が拘禁刑（刑法等の一部を改正する法律（令和四年法律第六十七号）第二条の規定による改正前の刑法（明治四十年法律第四十五号）第十三条に規定する禁錮（以下「禁錮」という。）を含む。）以上に当たるものである場合

⑵　応募者が本条第五項第二号に規定する処分を受けるべき行為をしたと思料されるが、その者が行方不明となり事実の聴取等ができない場合

ロ　応募者が選挙の公認候補予定者である場合等、応募者が選挙に立候補することが明らかである場合

第十一条関係

本条第一号に規定する「その他の職員としての身分を当該職員の非違を理由として失わせる処分」とは、国家公務員法の適用を受けない職員が、他の法令の規定によりこれらに規定する国家公務員法の規定に実質的に該当する場合をいう。

第十二条関係

一　非違の発生を抑止するという制度目的に留意し、一般の退職手当等の全部を支給しないこととすることを原則とするものとする。

二　一般の退職手当等の一部を支給しないこととする処分にとどめることを検討する場合は、施行令第十七条に規定する「当該退職をした者が行った非違の内容及び程度」について、次のいずれかに該当する場合に限定する。その場合であっても、公務に対する国民の信頼に及ぼす影響に留意して、慎重な検討を行うものとする。

イ　停職以下の処分にとどめる余地がある場合に、特に厳しい措置として懲戒免職等処分とされた場合

ロ　懲戒免職等処分の理由となった非違が、正当な理由がない欠勤その他の行為により職場規律を乱したことのみである場合であって、特に参酌すべき情状のある場合

ハ　懲戒免職等処分の理由となった非違が過失（重過失を除く。）による場合であって、特に参酌すべき情状のある場合

ニ　過失（重過失を除く。）により拘禁刑（禁錮を含む。）以上の刑に処せられ、執行猶予を付された場合であって、特に参酌すべき情状のある場合

三　一般の退職手当等の一部を支給しないこととする処分にとどめることとすることを検討する場合には、例えば、当該退職をした者が指定職以上の職員であるとき又は当該退職をした者が占めていた職の職務に関連した非違であるときには処分を加重することを検討すること等により、施行令第十七条に規定する「当該退職をした者が占めていた職の職務及び責任」を勘案することとする。

四　一般の退職手当等の一部を支給しないこととする処分にとどめることとすることを検討する場合には、例えば、過去にも類似の非違を行ったことを理由として懲戒処分を受けたことがある場合には処分を加重することを検討すること等により、施行令第十七条に規定する「当該退職をした者の勤務の状況」を勘案することとする。

五　一般の退職手当等の一部を支給しないこととする処分にとどめることとすることを検討する場合には、例えば、当該非違が行われることとなった背景や動機について特に参酌すべき情状がある場合にはそれらに応じて処分を減軽又は加重することを検討すること等により、施行令第十七条に規定する「当該非違に至った経緯」を勘案することとする。

六　一般の退職手当等の一部を支給しないこととする処分にとどめることとすることを検討する場合には、例えば、当該非違による被害や悪影響を最小限にするための行動をとった場合には処分を減軽することを検討し、当該非違を隠蔽する行動をとった場合には処分を加重することを検討すること等により、施行令第十七条に規定する「当該非違後における当該退職をした者の言動」を勘案することとする。

七　一般の退職手当等の一部を支給しないこととする処分にとどめることとすることを検討する場合には、例えば、当該非違による被害や悪影響が結果として重大であった場合には処分を加重することを検討すること等により、施行令第十七条に規定する「当該非違が公務の遂

行に及ぼす支障の程度」を勘案することとする。

八　本条第一項第二号に規定する「これに準ずる退職」とは、例えば次に掲げる規定による退職をいう。

イ　国会職員法第十条

ロ　公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第九十条

ハ　自衛隊法第三十八条第二項

第十三条関係

一　本条に規定する支払差止処分を行うに当たっては、公務に対する国民の信頼確保の要請と退職者の権利の尊重に留意しつつ、厳正かつ公正に対処するものとする。

二　本条第二項第一号に規定する「その者に対し一般の退職手当等の額を支払うことが公務に対する国民の信頼を確保する上で支障を生ずると認めるとき」とは、当該退職者の逮捕の理由となった犯罪又はその者が犯したと思料される犯罪（以下「逮捕の理由となった犯罪等」という。）に係る法定刑の上限が拘禁刑（禁錮を含む。）以上の刑に当たるものであるときをいう。

三　本条第四項の規定に基づき、支払差止処分後の事情の変化を理由に、当該支払差止処分を受けた者から当該支払差止処分の取消しの申立てがあった場合には、事情の変化の有無を速やかに確認しなければならない。

四　前号の場合において、取消しの申立てに理由がないと認める場合には、その旨及び当該認定に不服がある場合には行政不服審査法（平成二十六年法律第六十八号）に基づき審査請求ができる旨を速やかに申立者に通知するものとする。

五　本条第五項ただし書に規定する「その他これを取り消すことが支払差止処分の目的に明らかに反すると認めるとき」とは、支払差止処分を受けた者が現に勾留されているときなど、その者が起訴される可能性が極めて高いと認められるときをいう。

六　本条第七項に規定する「一般の退職手当等の額の支払を差し止める必要がなくなった」と認める場合とは、例えば次に掲げる場合をいう。

イ　退職をした者の逮捕の理由となった犯罪等について、犯罪後の法令により刑が廃止された場合又は大赦があった場合

ロ　退職をした者の逮捕の理由となった犯罪等に係る刑事事件に関し公訴を提起しない処分がなされた場合

ハ　退職をした者が、その者の逮捕の理由となった犯罪等について、法定刑の上限として罰金以下の刑が定められている犯罪に係る起訴をされた場合又は略式手続による起訴をされた場合

第十四条関係

本条第一項の規定により一般の退職手当等の全部又は一部を支給しないこととする処分を行うにあたっては、当該処分を受ける者が第十二条第一項各号に該当していた場合に同項の規定により受けたであろう処分と同様の処分とすることを原則とするものとする。

第十五条関係

一　本条第一項の規定による一般の退職手当等の返納の手続については、国にあっては、国の債権の管理等に関する法律（昭和三十一年法律第百十四号）の定めるところによる。

二　本条第一項の規定による処分により返納を命ずる一般の退職手当等の額は、第十二条関係第二号から第七号までに規定する基準のほか、同項に規定する「当該退職をした者の生計の状況」を勘案して定める額とする。

三　本条第一項に規定する「当該退職をした者の生計の状況」を勘案するに当たっては、退職手当の生活保障としての性格にかんがみ、当該退職をした者又はその者と生計を共にする者が現在及び将来どのような支出を要するか、どのような財産を有しているか、現在及び将来どのような収入があるか等についての申立てを受け、返納すべき額の全額を返納させることが困難であると認められる場合には、返納額を減免することができることとする。

四　当該一般の退職手当等の支払に際して源泉徴収した所得税及び住民税の額については、当該源泉徴収をした各省各庁の長等の債権の管理を行う歳入徴収官等が還付請求を行う。したがって、当該税の額については、返納を命ずる額からは減じないが、当該退職をした者に対する納入告知の額からは減ずることとする。

第十六条関係

一　本条第一項の規定による一般の退職手当等の返納の手続については、国にあっては、国の債権の管理等に関する法律の定めるところによる。

二　本条第一項の規定による処分により返納を命ずる一般の退職手当等の額は、第十二条関係第二号から第七号までに規定する基準のほか、同項に規定する「当該遺族の生計の状況」を勘案して定める額とする。

三　本条第一項に規定する「当該遺族の生計の状況」を勘案するに当たっては、退職手当の生活保障としての性格にかんがみ、当該遺族又はその者と生計を共にする者が、現在及び将来どのような支出を要するか、どのような財産を有しているか、現在及び将来どのような収入があるか等についての申立てを受け、返納すべき額の全額を返納させることが困難であると認められる場合には、返納額を減免することができることとする。

四　当該遺族が当該一般の退職手当等について納付した又は納付すべき相続税の額については、当該遺族が還付請求を行うことができる。したがって、当該税の額については、返納を命ずる額からは減じない。

第十七条関係

一　本条第一項から第五項までの規定による処分を行うにあたっては、当該処分を受けるべき者は非違を行った者ではないことを踏まえ、個別の事案ごとに諸事情を考慮した運用をするものとする。

二　本条第一項から第五項までの規定による一般の退職手当等に相当する額の納付の手続については、国にあっては、国の債権の管理等に関する法律の定めるところによる。

三　本条第一項から第五項までの規定による処分により納付を命ずる一般の退職手当等の額は、第十二条関係第二号から第七号までに規定する基準のほか、次の第四号から第八号までを勘案して定める額とする。

四　本条において、当該一般の退職手当等の額には、源泉徴収された所得税額及び住民税額又

はみなし相続財産とされて納入した若しくは納入すべき相続税額を含まないものとする。

五　施行令第十八条に規定する「当該退職手当の受給者の相続財産の額」を勘案するに当たっては、当該相続財産の額が当該一般の退職手当等の額よりも小さいときは、当該相続人の納付額の合計額を当該相続財産の額の範囲内で定めることとする。

六　相続人が複数あるときは、原則として、相続人が実際に相続（包括遺贈を含む。）によって得た財産の価額に応じて按分して計算した額を勘案して各相続人の納付額を定める。ただし、納付命令の時点で遺産分割がなされていない場合には、当該相続人が相続放棄をした場合を除き、民法の規定による相続分により按分して計算した額を勘案して各相続人の納付額を定めることとする。

七　本条第一項から第五項までの規定による処分を受けるべき者が納付すべき額は、当該者が相続財産を取得したことにより納付した又は納付すべき相続税の額についての申立てを受け、当該税の額から、当該相続財産の額から当該一般の退職手当等の額を減じた額の相続であれば納付したであろう相続税の額を減じた額を控除して定めることとする。

八　施行令第十八条に規定する「当該退職手当の受給者の相続人の生計の状況」を勘案するに当たっては、退職手当の生活保障としての性格にかんがみ、処分を受けるべき者又はその者と生計を共にする者が現在及び将来どのような支出を要するか、どのような財産を有しているか、現在及び将来どのような収入があるか等についての申立てを受け、納付すべき額の全額を納付させることが困難であると認められる場合には、納付額を減免することができることとする。

第十九条関係

一　本条各項の規定による退職手当審査会等への諮問事項は、本条第一項に該当する処分の処分案とする。

二　退職手当管理機関は、退職手当審査会等に対し、前号の処分案とともに、当該事案の内容及び処分案の理由を併せて提示するものとする。

第二十条関係

本条第二項に規定する「その他の事由」とは、第七条関係に定めるところによる。

附則第九項関係

本項の規定は、退職手当の調整額の基礎となる俸給月額についても適用される。

附則第十二項関係

本項の規定は、次に掲げる者に対しても適用されるものとする。

イ　令和三年国家公務員法等改正法附則第三条第五項に規定する旧国家公務員法勤務延長期限若しくは同条第六項の規定により延長された期限の到来前にその者の非違によることなく退職した者又はこれに準ずる他の法令の規定により退職した者

ロ　イの期限の到来により退職した者又はこれに準ずる他の法令の規定により退職した者

附則第十三項関係

本項の規定は、附則第十二項関係イ及びロに定める者に対しても適用されるものとする。

附則第十五項関係

本項の規定の適用による退職日俸給月額には、次に掲げる額を含むものとする。

イ　一般職給与法附則第十項（裁判所職員臨時措置法において準用する場合を含む。）に規定する基礎俸給月額と特定日俸給月額との差額に相当する額並びに同法附則第十二項及び第十三項（裁判所職員臨時措置法において準用する場合を含む。）に規定する人事院規則で定めるところにより算出した額

ロ　検察官の俸給等に関する法律（昭和二十三年法律第七十六号）附則第五条第二項に規定する任命日の前日にその者が受けていた俸給月額に百分の七十を乗じて得た額と任命日に同条第一項の規定によりその者の受ける俸給月額との差額に相当する額及び同条第三項の準則で定めるところにより算出した額

ハ　防衛省の職員の給与等に関する法律（昭和二十七年法律第二百六十六号）附則第七項に規定する基礎俸給月額と特定日俸給月額との差額に相当する額並びに同法附則第九項及び第十項に規定する政令で定めるところにより算出した額

ニ　イからハに準ずる給与の支給の基準によるイからハに規定する額に相当する額

国家公務員退職手当法の一部を改正する法律（平成十七年法律第百十五号）附則第三条関係

本条の規定は、国家公務員退職手当法第八条の二第五項に規定する認定を受けて同条第八項第三号に規定する退職すべき期日に退職した者には適用しない。